



平成 22 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 日鍛バルブ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高 橋 久 雄  
(コード番号 6493 東証第二部)  
問合せ先 専務取締役 小 池 敏 雄  
(TEL . 0 4 6 3 - 8 2 - 1 3 1 1)

## 「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 23 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
会社は、法令遵守を企業活動の根幹と位置づけ、経営理念、倫理規程及びコンプライアンス規程の精神及び具体的内容を社内に周知、徹底する。金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制推進体制を構築し、その運用及び評価を実施する。また反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
会社は、株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、職務執行に係わる情報が記載された記録（電磁的記録を含む）を関連資料とともに文書管理規程その他社内規程に従い、適切に保存し、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
会社は、リスク管理規程に基づくリスク委員会及び内部監査規程に基づく内部統制委員会を通じ、会社の損失の危険を未然に予防し、低減させる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
会社は、取締役会規程、常務会規程及び稟議規程により会社の権限委譲及び意思決定のルールを定め、業務を効率的に実施する。また各部門は、経営計画策定規程及び方針管理規程に基づき、経営目標に沿った方針、計画の策定及び管理を行い、全社的な業務の効率化を実現する。
5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
会社は、子会社を含めたグループ全体でのコーポレートガバナンスを構築するため、グループ会社の取締役を通じ、会社で確立した稟議規程及びコンプライアンス規程などの仕組みをグループ会社にも順次適用し、業務の適正を確保できる体制作りを行なう。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じ、会社の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役又は部門長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

会社は、監査役会に対し、法定事項に加え、当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査規程に基づく内部監査の実施状況、内部通報制度規程に基づくホットラインにより通報された重大な事項について速やかに報告する体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役会の監査業務が適切に、かつ効果的に行われるために、監査役会と定期的に情報を交換する。

以 上